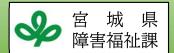
令和5年度



障害福祉施設の原油価格・物価高騰等緊急対策投資促進事業補助金 「省エネルギー設備等導入支援事業」「ICT設備等導入支援事業」

◇物価高騰等に直面する障害福祉施設の運営費を抑制するため、省エネルギー設備や I C T 設備等の導入費用を補助します。

1. 事業概要

申請受付期間

【郵送のみ】令和5年4月26日(水)~6月9日(金) [必着・厳守]

対象事業等

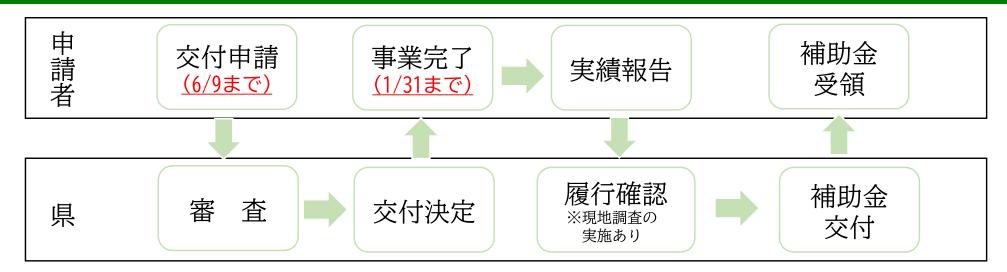
	省エネルギー設備等導入支援事業	ICT設備等導入支援事業
対象者	県内の障害福祉サービス事業所等 (通所系, 短期入所, 入所・居住系) を運営する法人	県内の障害福祉サービス事業所等 (通所系, 短期入所, 入所・居住系, 訪問系, 相談系) を運営する法人
対象事業	省エネルギー設備等の導入に要する委託料,工事費,備品購入費等 ※本年度は <u>見込の消費エネルギー削減率が6か月で1割以上を計画するものが対象となります。</u>	I C T 設備等の導入に要する報償費, 旅費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 工事費, 備品購入費 等
想定	高効率空調機器,高効率給湯器,高効率照明機器, 自家消費型太陽光発電設備(蓄電池併用含む)等	タブレット端末等ハードウェア,ソフトウェア, 介護支援ロボット,専門家派遣費用 等
補助率	10/10	
補助上限	1法人当たり10,000千円 (1施設・事業所当たり10,000千円)	1法人当たり4,000千円 (1施設・事業所当たり1,000千円)

2. 令和4年度からの変更点

令和4年度との変更点は下記のとおりです。

令和4年度	令和5年度	
●事業の完了について		
・令和5年1月末までに事業完了(支払い含む)すること ・2次募集については、令和5年2月末までに事業完了(支	・ <u>令和6年1月末までに事業完了(支払い含む)する</u> <u>こと</u>	
払い含む) すること 		
●省エネルギー設備等導入支援事業の申請条件について		
・令和3年10月1日時点で事業所の指定を受けているもの。	 ・令和4年10月1日時点で事業所の指定を受けているもの。 ・補助事業実施前の消費エネルギー量と実施後の見込消費エネルギー量を比較し、6か月で1割以上の削減を見込む計画が申請可能。 	
●経費の支払方法について		
・振込手数料は補助の対象外	・振込手数料は補助の対象外	
・回し手形や相殺による支払いは認めない	・回し手形や相殺による支払いは認めない	
	・県が支払確認を行う際に必要な書類の明確化	

3. 事業スケジュール



4. 採択方法

過去の補助実績や省エネルギー効果(省エネルギー設備等導入支援事業),労働時間削減効果等(ICT設備等導入支援事業)を踏まえ,事業計画について総合的に評価を行い,予算の範囲内で採択事業者を決定します。

5. 申請にあたって

- 申請書は受付期間中に1部を郵送により提出してください。
- 申請は申請者本人が行ってください。
- 令和6年1月末までに事業完了(支払い含む)することが条件となります。

【問い合わせ先・書類提出先】

宮城県保健福祉部障害福祉課 施設支援班 省エネ・ICT補助金担当

(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1)

電話:022-211-2544 E-mail:syoufuku-syouene_ict@pref.miyagi.lg.jp